

別紙 4

松江市上下水道局建設工事成績評定点通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の発注する建設工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、松江市上下水道局建設工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2条に規定された評定の対象工事とする。

(評定点の通知)

第3条 上下水道部長は、検査員である評定者から竣工検査の工事成績採点表が提出された後、当該工事の受注者に速やかに工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 評定要領第7条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面（様式第5号）により、上下水道部長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、上下水道部総務課とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 上下水道部長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面（様式第6号）により回答するものとする。

2 上下水道部長は、前項の回答をする場合、松江市上下水道局建設工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができる。

3 前項の評価委員会は、別紙5に定める規定に基づき設置するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は上下水道部長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。